

みやざき農水産物産地加工・販路開拓促進事業実施要領

令和元年9月5日
農政水産部農業連携推進課

(趣旨)

第1条 この要領は、みやざき農水産物産地加工・販路開拓促進事業の実施について、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号）及びみやざき農水産物産地加工・販路開拓促進事業交付要綱（令和元年9月5日定め、以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本事業において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農水産物
農産物、畜産物、水産物、林産物とする。
- (2) 加工食品
食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）第2条1項に準じる。

(事業内容)

第3条 本事業は、機能性表示食品制度に基づく届出を行う見込みのある県内事業者（以下「補助対象者」という。）に対して、県が本県産の農水産物を用いた加工食品開発のテーマを公募し、応募があったテーマのうち、届出受理の可能性が高いと判断されたものを対象に実施する。

(補助事業の実施期間)

第4条 前条に規定する補助事業の計画期間及び実施期間は、当初の交付決定日の属する年度の3月31日までとする。

(補助事業者の選定方法及び選定基準)

第5条 補助事業者の選定基準は、次に掲げるとおりとし、要綱第2条に規定する要件を全て満たす者を対象に県が設置する審査会において審査を行う。

- (1) 開発を実施しようとする加工食品の主たる原材料が宮崎県産の農水産物であること。
- (2) 大学等の研究機関と連携し、機能性の成分分析を適切に実施する体制を構築していること。
- (3) 補助事業終了後に機能性表示食品制度に基づく届出を行う見込みのある者であること。

(事業成果の普及)

第6条 県は、補助事業者が実施した機能性を付与した食品の開発に係るノウハウ等の成果について、県内事業者への普及に努めるものとする。

(開発成果の事業化状況等報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了した日の属する年度の終了後3年間、毎年度4月30日までに機能性表示食品制度の届出状況等を別記様式第1号により県に報告しなければならない。

附 則

この要領は、令和元年9月5日から施行し、令和元年度の執行予算に係るみやざき農水産物産地加工・販路開拓促進事業補助金から適用する。

この要領は、令和2年8月3日から施行し、令和2年度の執行予算に係るみやざき農水産物産地加工・販路開拓促進事業補助金から適用する。

宮崎県知事 ○○ ○○ 殿

住 所
氏 名 印
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

みやざき農水産物産地加工・販路開拓促進事業補助金に係る機能性表示
食品制度の届出状況報告書

令和○年○月○日付け（文書番号）により交付決定のあった上記事業に関し、令和○年度の機能性表示食品制度の届出状況等について、下記のとおり報告します。

記

	報 告 事 項
進 捗 状 況 ※右のいずれかに○印を付け、所要事項を記載してください。	1 届出を達成 (※届出食品名を記載してください。)
	2 届出準備を継続中 (※研究開発の状況を記載してください。)
	3 届出を中断 (※中断の理由を記載してください。)
国 等 の 支援事業の 活用状況	事業名 () ※ 事業終了後、国等の支援事業を活用した場合は、その事業名を記載してください。
備 考	